

水戸市健康づくり推進協議会条例

昭和62年 3月30日

水戸市条例第21号

改正 平成元年 2月 8日 条例第 1号

平成 4年 9月22日 条例第27号

(設置)

第1条 市民の健康づくりを推進するため、水戸市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 水戸市保健センター条例（昭和62年水戸市条例第19号）第3条各号（第1号を除く。）に規定する事項に関する事。
- (2) その他必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する30人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会に、第2条に規定する事項を調査研究するため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、その運営については、前条の規定を準用する。

5 専門部会において調査研究を行った場合は、その結果を協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年2月8日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年9月22日条例第27号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。